

児童福祉法の一部を改正する法律案要綱

一 登録保育従事者の定義

登録保育従事者とは、二の登録を受け、登録保育従事者の名称を用いて、児童の保育を行うことを業とする者をいうこと。(第十八条の二十五関係)

二 登録保育従事者の登録

登録保育従事者の登録は、都道府県知事が、その実施する保育所において保育を行うために必要な基礎的知識及び技能に関する研修を修了した者について、都道府県に備える登録保育従事者登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項を記載してするものとする。

(第十八条の二十六第一項関係)

三 登録保育従事者登録証の交付

都道府県知事は、二の登録をしたときは、申請者に二の事項を記載した登録保育従事者登録証を交付すること。(第十八条の二十六第二項関係)

四 登録保育従事者の欠格事由等

1 二の登録又は保育士若しくは国家戦略特別区域限定保育士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者その他の欠格事由に該当する者は、二の登録を受けることができないこと。

(第十八条の二十七関係)

2 二の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者は、保育士となることができないこと。

(第十八条の五関係)

五 名称の使用制限

登録保育従事者でない者は、登録保育従事者又はこれに紛らわしい名称を使用してはならないこと。

(第十八条の二十八関係)

六 保育士に関する規定の準用

保育士の登録の取消し及び消除並びに保育士の信用失墜行為の禁止及び守秘義務に関する規定は、登録保育従事者について準用すること。

(第十八条の二十九関係)

七 政令への委任

一から六までのほか、登録保育従事者の登録その他登録保育従事者に関し必要な事項は、政令でこれを

定めること。

(第十八条の三十関係)

八 罰則の整備

登録保育従事者の守秘義務違反等に対する罰則を設けること。

(第六十一条の二第一項及び第六十二条関係)

九 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

ただし、2は、公布の日から施行すること。

(附則第一条関係)

2 準備行為

二の研修は、この法律の施行前においても行うことができること。

(附則第二条関係)

3 国家戦略特別区域法の一部改正

二の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者は、国家戦略特別区域限定保育士となることができないこと。

(附則第三条関係)

4 その他所要の規定の整備を行うこと。